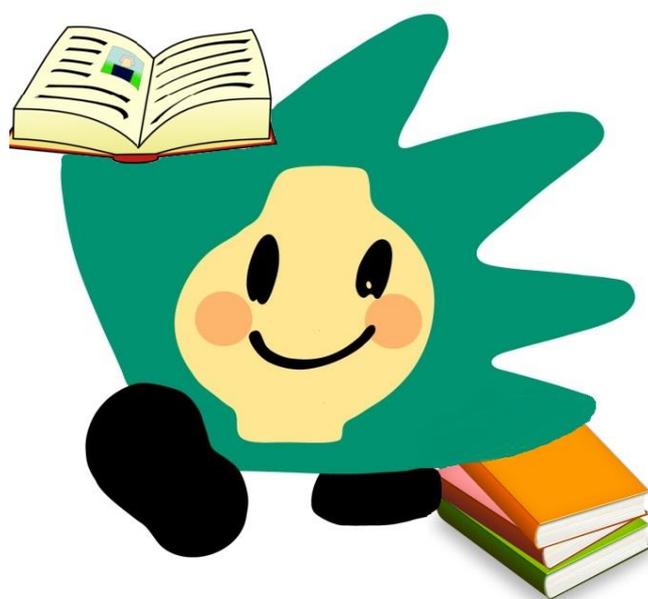


益子町子どもの読書活動推進計画

平成30年度～平成32年度



平成30年3月

益子町教育委員会

益子町子どもの読書活動推進計画

目次

第1章	計画策定の基本的事項	1
第1	計画策定の趣旨	
第2	計画の位置づけ	
第3	国・栃木県の動向	
第4	計画期間	
第5	計画の対象	
第2章	現状と課題	4
第1	家庭における現状と課題	
第2	地域における現状と課題	
第3	学校における現状と課題	
第3章	計画の基本的方向	5
第1	計画の目標	
第2	基本方針	
第4章	子どもの読書活動を推進するための施策	6
第1	家庭における子どもの読書活動の推進	
第2	認定こども園・保育園における子どもの読書活動の推進	
第3	小学校・中学校・高等学校における子どもの読書活動の推進	
第4	中央公民館図書室や地域における子どもの読書活動の推進	
	益子町子どもの読書活動推進計画策定委員	13
	計画策定までの経緯	14

第1章 計画策定の基本的事項

第1 計画策定の趣旨

今日の社会は、インターネット、スマートフォン等さまざまなメディアの普及などにより、私たちの生活環境は大きく変化しています。このことは、子どもたちの心身の発達にも影響を与えているといわれています。

一方、子どもにとって読書活動は、言葉を学び、表現力や思考力を高め、想像力を豊かにするなど、人生を豊かに生きるための基礎となるものです。未来を担う子どもたちが、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感情を育むことができるよう、「益子町子どもの読書活動推進計画」(以下「本計画」という)を策定し、子どもの読書に関わる活動を推進します。

第2 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条に基づく、市町村の計画として位置づけ、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「栃木県子どもの読書活動の推進計画」及び本町の上位計画である「新ましこ未来計画」並びに「新学習指導要領」との整合性を図りながら、本町における子どもの読書活動の推進に関する具体的な施策について定めるものです。

第3 国・栃木県の動向

1 国の動向

平成13年12月

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策について、計画の策定と実施に努めなければならないことが定められました。

平成14年8月

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第1次)が閣議決定され、家庭・地域・学校における子どもの読書活動の取組が設けられました。

平成18年12月

教育基本法が改正され、新たに家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれました。

平成19年6月

学校教育法が改正され、義務教育の目標の一つとして、子どもたちに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し使用する、基礎的な能力を養うこと」が盛り込まれました。

平成20年3月

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第2次)が閣議決定され、主要施策に具体的な数値目標が盛り込まれました。

平成25年5月

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第3次)が閣議決定され、子どもの不読率の改善に関する取組等が盛り込まれました。

平成26年6月

「学校図書館法」が改訂され、学校図書館活動の充実を図る上で有効な学校司書の配置の努力義務が盛り込まれました。

2 栃木県の動向

平成16年2月

「栃木県子どもの書活動推進計画」(第1期)が策定され、家庭、地域、学校等における子ども読書活動の推進に関する取組が設けられました。

平成21年3月

「栃木県子どもの読書活動推進計画」(第2期)が策定され、県内市町、関係団体の連携強化が盛り込まれました。

平成26年3月

「栃木県子どもの読書活動推進計画」(第3期)が策定され、子どもの発達の段階に応じた取組の推進等が盛り込まれました。

第4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

第5 計画の対象

本計画の対象とする子どもは、0歳から18歳までとします。

第2章 現状と課題

第1 家庭における現状と課題

子どもが乳幼児期から本に触れ、本に親しむ機会をつくるためには、家庭での読書活動が大切です。しかし、近年、全国的に仕事が忙しく読書する時間がない、情報通信機器の利用時間の増加などの理由で、読書をしない大人が増加する傾向にあります。大人の行動は子どもに影響を与えるため、親世代の大人に対して読書への関心を高めることも大切です。大人も子どもと一緒に、読書の楽しさや喜びを共有できる機会を増やしていくことが必要です。

第2 地域における現状と課題

益子町ではボランティアから協力をいただき、中央公民館図書室の利用時間夜間延長のほか、毎月第4土曜日には読み聞かせを行っております。子どもの読書活動には、子どもや保護者に本の楽しさを伝える読み聞かせや「おはなし会」などで活躍するボランティアの存在が不可欠です。将来にわたって継続的に地域の読書活動を支えていくために、ボランティアの育成を行うことが必要です。

第3 学校における現状と課題

益子町においては、「朝の読書」等の全校一斉読書をはじめ、読書会や読み聞かせなど、学年や学校の実態に即した取組を行っています。また、学校図書館を中心として、必読図書の推薦や図書館だよりの発行など、児童生徒への継続的な働きかけを行っています。

そのような中、平成25年5月に国が示した第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても指摘されているように、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向が見られます。県の調査では、1か月に1冊も本を読まない「不読率」が、小学生4.1%、中学生19.8%、高校生39.9%となっています。（「平成28年度子どもの読書活動に関する実態調査」）また、益子町においては、新ましこ未来計画関連で中学3年生の保護者に行った、「お子様は読書をする習慣が身に付きましたか」の調査に対し「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答が、平成27年度は50.3%、平成28年度は47.5%となっており、より多くの読書機会の提供や読書の習慣化を図ることが課題です。

第3章 計画の基本的方向

第1 計画の目標

本計画は、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とし、次の三つを基本目標として掲げ、引き続き社会全体で子どもの読書活動を進めるために取り組んでいきます。

基本目標1 読書の楽しさにふれる

基本目標2 読書の大切さを知る

基本目標3 子どもの読書をみんなで支える

第2 基本方針

計画の目標を達成するため、次のことを基本方針として推進していきます。

基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実

子どもが読書の楽しさにふれるためには、その発達段階に応じて、それぞれの興味や関心を尊重しながら、自然に本にふれ、読書に親しむ機会をつくることが大切です。本との楽しい出会いを通じて、子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けるとともに、読書活動を通じて、自ら学び、自ら考え、自ら行動する力を育ていけるよう、町民参加による地域の力を活用した取組を行っていきます。

基本方針2 子どもの読書活動に関する普及・啓発

子どもの読書活動を進めるためには、社会全体で読書の意義や重要性について理解し、読書に対する興味や関心を高め、町民みんなで読書を楽しむ雰囲気をつくることが大切です。読書活動に関する普及・啓発に努め、読書活動を推進する町民意識の醸成を図ります。

基本方針3 家庭・地域・学校等の連携・協力による読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を支えるためには、家庭、地域、学校等あらゆる場で本に触れ、読書に親しむ環境をつくることが大切です。子どもの興味や関心を引き付け、子どもの成長を促す読書環境をつくり、子どもの幅広い読書活動や学習活動を支えていきます。

また、社会全体で読書活動の推進に取り組むため、子どもの読書活動に関わる機関や団体が特色を生かしながら、相互に連携して、子どもの読書環境づくりを進めていきます。

第4章 子どもの読書活動を推進するための施策

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体で施策を進めるとともに、一人ひとりが様々な方法で自発的に読書を推進していく必要があります。

このことをふまえ、町全体の読書活動の活性化に向けた一体的な取組として、町民全体にわかりやすく、誰もが読書を行うための契機となるよう「益子町子ども読書の日」を次のとおりとします。

毎月第4土曜日は

益子町子ども読書の日

(1) 「益子町子ども読書の日」の設定

これまで第4土曜日は中央公民館図書室においてボランティアの方により、読み聞かせが行われていました。今後もこの活動が一層充実し、更に町全体で読書活動が活性化するよう、毎月第4土曜日を「益子町子ども読書の日」と定めます。

(2) 町民と協働の「益子町子ども読書の日」の推進

「益子町子ども読書の日」について、町は広報紙やリーフレット等を活用し町民に広め、町民一丸となって子どもの読書への取組を推進していきます。

第1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭において、子どもが読書習慣を身に付けるためには、大人が子どもの読書の意義や重要性について理解することが必要です。テレビ、ゲーム、インターネット等に長時間費やすことのないよう、親子で読書を楽しみながら、コミュニケーションが図れるよう、環境づくりをすることが大切です。

(1) 本との出会いの場づくり

子どもと絵本の関わりや読み聞かせの意義などについて理解を広めます。9か月健診時にブックスタート事業(乳幼児への絵本の読み聞かせ、保護者への絵本の配布)、及び3歳児健診時のセカンドブック事業を推進します。



ブックスタートの様子



セカンドブックの様子

(2) 保護者への啓発

家庭教育学級など多くの保護者が集まる場で、家庭における読書活動の啓発に努めます。毎月第4土曜日の「益子町子ども読書の日」について、広報紙やリーフレット等で啓発を行い、読み聞かせ教室や各種イベントを開催します。

(3) 家読(うちどく)の推進

家読とは家族間でおすすめの本を紹介したり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族のコミュニケーションを図り家族の絆を深めながら、本の世界を楽しむことです。町は家読を推進するにあたり、啓発資料を掲示します。

第2 認定こども園・保育園における子どもの読書活動の推進

認定こども園・保育園は、子どもが早い時期から本と出会う学びの場です。そのため、子どもと本のふれあう環境を整備し、絵本などに親しむ機会を提供することが大切です。これからも、認定こども園・保育園での読み聞かせや絵本の貸出し等の読書活動の充実に努めます。

(1) 日常保育における読み聞かせや「おはなし会」の充実

認定こども園・保育園において、保育士や教職員、読み聞かせボランティア団体による絵本の読み聞かせや紙芝居などを日常の活動に取り入れ、保護者やボランティアと連携しながら、「おはなし会」を実施するなどの取組を進めます。

(2) 読書環境の充実

年齢に応じた読書環境を整え、子どもたちが本に親しめる充実した読書環境づくりに努め、子どもの読書習慣の確立を図ります。また、園から家庭への絵本の貸出しに努めます。

(3) 保護者への啓発

本に親しむ機会を提供するとともに、幼児期の読書活動の重要性について、保護者への啓発に努めます。「園だより」等により、推薦図書の紹介等の情報提供を行います。



認定こども園での「読み聞かせ」の様子



保育園での「読書タイム」の様子

第3 小学校・中学校・高等学校における子どもの読書活動の推進

学校での読書活動は、日常的に本に親しみ、子どもが読書の習慣を身に付け、豊かな心を育み、情報収集能力を培う場として大きな役割を担っています。今後は、教職員全員が読書活動を推進し、学校間と中央公民館図書室との連携を深め、さらに保護者や地域ボランティアの協力を得て本に親しむ子どもを育てます。

(1) 学校全体での読書活動の推進

全学年を対象に、年度初めに学校図書館のオリエンテーションを行います。児童生徒に学校図書館を利用しやすい環境にし、利用促進と共に読書の推進を図ります。また、図書委員会活動の活性化、及び新着図書等の紹介を掲載した「図書館だより」を発行します。

(2) 学校図書館の機能の充実

平成29年度から、町内小中学校において巡回が始まった学校司書や町内高等学校の学校司書による活動を踏まえ、蔵書構成の見直しを図り、子どもの読書意欲を喚起させる図書や各教科の学習を進める上で必要な図書資料の整備を図ります。

(3) 学校独自の活動の推進

「読書集会」や「読書郵便」※など学校独自の活動を推進します。

※読書郵便:おすすめた本を選び、おすすめポイントを手紙に書いて友達とやり取りすること。

(4) 県事業や応募活動へ支援

栃木県が推進している「家読(うちどく)@とちぎ」や、読書感想文に関わる応募活動を推奨します。

(5) 「朝の読書」など読書活動の推進

学校全体で読書に親しめる雰囲気づくりのため、各学校の実情に応じた「朝の読書」や読書活動の時間をつくります。

(6) 保護者との連携

家庭において子どもたちが本に親しむ時間をつくれるよう、読書の意義や読書活動の重要性について保護者の意識の高揚を図ります。また、読書教育※への保護者の参加を支援します。

※読書教育：児童生徒が必要な情報を収集・選択・活用できる能力を身に付けさせる指導や、児童生徒が日々の生活の中で本に親しみ本好きな人になるよう読書を促進する指導のこと。

(7) 地域ボランティアとの連携

読み聞かせボランティアによる読書活動を行います。



小学校での「秋の読書祭り」の様子



中学校での昼休み「読書タイム」の様子



高等学校の図書委員会活動の様子

第4 中央公民館図書室や地域における子どもの読書活動の推進

中央公民館図書室は幅広い分野の本が置いてあり、子どもにとって多くの本と出会える場です。そのため、読書の楽しさを知ることのできる場所となることが理想です。また、保護者にとっては、子どもに与える本を選択し、子どもの読書について相談できる場でもあります。公民館図書室だけでなく改善センター、あぐり館、子育て支援施設においても、本に親しめる環境整備や地域ボランティアの活動の推進に努めます。

(1) 利用しやすい環境づくり

子どもが安心して読書ができる環境を整備し、子どもや保護者にとって分かりやすく、利用しやすい配架や案内板の工夫に努めます。

(2) 図書室の蔵書・資料の充実

子どもの心を豊かにする図書資料の充実に努めます。また、大型絵本、紙芝居など、読み聞かせに必要な資料を積極的に購入します。

(3) 図書室の広域貸出しによる利便性の向上

県立図書館を核とした県内図書館との相互利用の利便性向上を更に図り、資料の選択機会の拡充に努めます。

(4) 図書室に親しみがもてる機会づくりの充実

小・中・高校生による自習室としての施設利用や、職場体験(マイチャレンジ等)を積極的に受け入れ、図書室を身近に感じ、それをきっかけに本に親しむ機会をつくります。

(5) 地域における取組

絵本の読み聞かせなど地域ボランティアと連携して、子どもの読書活動を支援します。毎月第4土曜日の「益子町子ども読書の日」にちなんだ図書イベントの開催に努めます。また、自治会が進める図書活動の支援、自治会公民館への図書コーナーの設置等を推奨し、読書が身近に感じられる機会をつくります。

(6) 情報の提供

優良推奨図書など優れた図書の推奨・普及に努めます。また、広報紙等の媒体を通して、子どもの読書の重要性の周知に努めるとともに、県や民間団体などで実施する子どもの読書活動推進に関する事業や取組の情報提供に努めます。

(7) 町内の小学校・中学校・高等学校との連携

町内の小学校・中学校・高等学校に中央公民館の図書を団体貸出しするなど、中央公民館図書室と学校図書館が連携した読書活動を推進します。



中央公民館図書室の利用時間夜間延長の様子



読み聞かせボランティアによる「お楽しみ会」の様子

益子町子どもの読書推進計画策定委員			
	氏名	関係機関	備考
1	吉永 奈緒美	認定こども園七井幼稚園	委員
2	河原 克枝	益子西小学校	委員
3	清田 光子	益子中学校	副委員長
4	増茂 和美	益子芳星高校学校司書	委員
5	日渡 君枝	益子図書館友の会代表	委員長
6	平野 美詠子	かたつむりの会代表	委員
7	橋本 和子	益子町婦人学級 連絡協議会代表	委員
8	木村 優子	益子昌平塾代表	委員
9	小田原 美菜子	健康福祉課	委員

計画策定までの経緯	
期日	内容
平成29年7月13日	益子町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定
平成29年8月31日	第1回益子町子どもの読書活動推進計画策定委員会 (委嘱状交付式)
平成29年10月3日	第2回益子町子どもの読書活動推進計画策定委員会
平成29年11月7日	第3回益子町子どもの読書活動推進計画策定委員会
平成29年11月28日	第4回益子町子どもの読書活動推進計画策定委員会
平成29年12月	教育委員会に附議・益子町議会全員協議会へ報告
平成30年2月	印刷
平成30年3月	配布

益子町子ども読書活動推進計画

発行

益子町教育委員会

(事務局 益子町教育委員会生涯学習課生涯学習係)

〒321-4217

益子町益子 3667-3 中央公民館内

TEL 0285-72-3101 FAX 0285-72-3110